

令和6年度における環境物品等の調達実績等の概要

国立大学法人京都教育大学

国立大学法人京都教育大学では国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表します。

1. 令和6年度の経緯

令和6年度については、同年4月1日に国立大学法人京都教育大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）についてを策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等のうち、物品等の調達については、別表「令和6年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

① 目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目で判断の基準を満足する物品を調達することができなかった。

② 調達目標を達成できなかった場合の理由等

物品等関係で一部調達目標を達成できなかった理由としては、業務上必要とされる機能、性能面等から、特定調達品目の判断の基準を満足する規格品がなかったことがあげられる。

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達はできなかった。

（2）特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

環境物品等の調達の推進に当たっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、再生トナーカートリッジの調達、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達するよう配慮し、OA機器、家電製品等については、消費電力等省エネやリサイクルを考慮した機器を調達するよう配慮した。

（3）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

（4）当該年度調達実績に関する評価

令和6年度の調達については、一部の品目について調達目標値に及ばない品目があったが、当初の年度調達目標を概ね達成していると認められる。

令和6年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。